**大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会担任事務の追加**

報告資料２―１

**（大阪府附属機関条例の一部改正）について**

**■審議会担任事務追加（条例改正）の理由**

・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号。令和５年６月16日公布、令和６年１月１日施行。以下「基本法」という。）第12条第１項の規定により、都道府県は、基本法に基づく国の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定することが努力義務とされた。

・今後、国の基本計画を踏まえ、基本法に基づく府の認知症施策推進計画の策定等を行うにあたっては、大阪府高齢者計画（※）について審議を行っている「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」にて審議いただくことが最適と考えられることから、大阪府附属機関条例に規定する同審議会の担任事務に認知症施策推進計画策定等に関する事務を追加する（条例改正について令和６年２月大阪府議会に上程）。

　 （※）府においては、令和６年３月末に策定予定の大阪府高齢者計画2024において、認知症施策に係る計画について、国の基本計画に先駆けて策定する予定としている（老人福祉法及び介護保険法に基づく計画と一体的に策定）。

**■条例改正の内容**

・大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号） 別表第一（第二条関係）

大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会の担任する事務

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第一項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）第十二条第一項の計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第一項及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項の計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務 |

・施行日：公布の日

（参考）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）

　 　（都道府県認知症施策推進計画）

第十二条　都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない。



